

令和4年度関東高等学校ヨット大会

[NOR 付属文書] < 支援者艇 運航規程 >

この規程は、令和4年度関東高等学校ヨット大会における支援者艇の運航に関する事項を定めている。

以下の規定に違反すると、当該校の選手または支援者にペナルティーが課される場合がある。レース中でない時間帯に起きた違反については、もっとも時間的に近いレースに対してペナルティーが課されることがある。

① (ア) 「船舶届」の提出と「航行届出済証」(ステッカー)の表示

支援者艇を持ち込む場合、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例及び同条例施行規則により、「航行届」の事前提出と「航行届出済証」(ステッカー)の表示(動力船への貼付)が義務付けられている。

「船舶届」は当該年度に、富士五湖に初めて乗入れようとする日の2週間前の日までに提出が必要である。

「船舶届」のあった動力船には、「船舶届出済証」(ステッカー)が交付されるとともに、その表示(動力船の見やすい位置への貼付)が義務付けられている。

「船舶届」の提出先及び問い合わせ先

<https://www.vill.yamanakako.lg.jp/bunya/senpakuriyo/>

提出先	所在地	電話番号
山中湖村観光課	〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-9977

① (イ) 村内ボート業者からボートをチャーターして航行することも可能である。

大会主催団体では、ボート業者の斡旋は行っていない。

山中湖でチャーターしたボートを支援者艇として航行する場合、「航行届出済証」「船舶検査済票」番号の届け出は不要です。

② 支援艇は、各学校1艇までとする。

③ 持込支援者艇は、大会期間前後、大会期間中は、一時的な係留を除き、上架して陸上保管となる。栈橋等への係留はできない。支援艇陸置場は、受付時に陸上本部から指示を受けること。特に、ハーバー西側の栈橋は、営業用民間栈橋ですので、絶対に係留しないこと。

④ トレーラーまたはトラックから支援艇の上下架には十分に安全に注意を払うこと。(当ハーバーには、クレーン設備はない。また、当ハーバーには、給油所及びボートサービス施設はない。)

⑥ 無線使用料の支払い

支援者艇を航行する場合には、無線機使用料として一日当たり1,500円を支払わなければならない。無線機使用料は、会場到着受付時に全日程分を一括して支払うこと。なお、一旦払い込んだ無線機使用料は、レースが行われなくなった場合や支援者艇を出航しなくなったとしても原則として返金しない。また、無線機を水没、破損、紛失、故障させた場合には、実費の請求に応じなければならない。

⑤ 申告

(ア) 大会前申告

本大会において支援者艇（持込み、チャーターとも）を運行しようとする学校は、参加申し込みと同時に、この規程に添付されている「支援者艇運行届」を提出すること。

(イ) 出航届

大会中毎日、陸上本部にて出航申告書に署名して、無線機を受け取ること。出航申告受付時刻は、レース日の午前8時30分から、最初のクラスの予告信号予定時刻までとする。

レース日における航行可能時刻は、当日の最初のD旗掲揚後からレース艇帰着申告締切時刻（レース終了1時間後）までとする。

(ウ) 帰港届

昼食等、途中帰港の際には、帰港届を提出する必要はない。

無線機を陸上本部に返却することをもって帰港届の提出と見なす。

無線機は、当日最後のレースの帰着申告締切時刻までに返却しなければならない。

⑦ 保安区域内徐行

富士五湖水上安全条例により、山中湖には、オレンジ色の球形ブイ（直径 約40cm）で標示される「保安区域」がある。ハーバー前は保安区域である。この区域は、遊泳者や手こぎボート等を保護するために指定された区域であり、最大徐行で航行することが求められる。

⑧ 支援者艇は、水上にいる間は、出航時にレース委員会から貸与される無線を常に聴取しなければならない。無線の周波数チャンネルは、レース委員会の指示なく変更してはならない。なお、支援艇に貸与している無線機の周波数は、両海面の運営艇、救助艇、陸上本部、及びすべての支援者艇が聴取しているので必要に応じて通話することができる。通話の際のコールサインは「学校名」とする。

⑨ チーム・リーダー、コーチとその他の支援者は、準備信号から、すべての艇がフィニッシュするまたはリタイアする、もしくはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールまたは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、運営艇に「ピンク色旗」（音響信号無し）が掲揚された場合には、支援者艇は、レース海面に入り、レース委員会からの指示・要請に可能な範囲内で応じなければならない。

⑩ 識別

支援者艇は航行中、会場到着受付時に貸与されたピンク色旗の掲揚をすること。（掲揚ポールは、各学校ご用意願います。）

ピンク色旗は、水面から概ね 100cm 以上の高さに掲揚しなければならない。

ピンク色旗は、最終レース終了後に返却すること。

⑪ 問い合わせ先

山梨県高等学校体育連盟ヨット専門部

委員長 千葉瞭太郎

電話：0555-22-4161（富士北稜高校）

(別添：様式)

提出日：令和 年 月 日

令和4年度 関東高等学校ヨット大会

支援艇運行届

学校名	
申込者 電話番号	
申込者 メールアドレス	
運行種別 (右記のいずれかに レ点)	<input type="checkbox"/> 山中湖外からの持込み <input type="checkbox"/> 山中湖でチャーター (業者名：) <input type="checkbox"/> その他 (具体的：)
支援者艇の諸元 全長	M
定員	人
「航行届出済証」番号	(山中湖村から)
「船舶検査済票」番号	(船検証から)

「条例」により、「航行届出済証」番号がなければ運行できません。

(注意) 「航行届出済票」とは、「船舶検査済票」ではありません。

届出申請中の場合には、山中湖村役場への申請日をご記入ください。

山中湖でチャーターしたボートの場合、「航行届出済証」「船舶検査済票」番号の記載は不要です。

この届けの提出について

提出期限：令和4年5月30日(月) (参加申込締切期限)

提出方法：メール提出(メール以外の、電話、FAX、口頭での提出は受け付けない)

提出先：参加申込書と同じ